



第17回市議会臨時会（1月）提出予定案件



令和8年1月5日
総務部



第17回市議会臨時会（1月）提出予定案件

令和8年1月5日
総務部

＜案件数及び内訳＞

区分	件数	内訳
議案	2件	補正予算 条例案件 1件 1件
合計	2件	



第17回市議会臨時会（1月）提出予定案件

令和8年1月5日
総務部

議 案

1	令和7年度苫小牧市一般会計補正予算（第8回）について	財政部
(地方自治法第218条)		



第17回市議会臨時会（1月）提出予定案件

令和8年1月5日
総務部

議 案

2	苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	総務部
---	-------------------------------	-----

国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員に支給する期末手当を引き上げるとともに、一般職の職員の給料月額の改定、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ並びに通勤手当の見直しを行うため、関係規定を整備する。

- ・改正条例
 - (1) 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例
 - (2) 苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例
 - (3) 苫小牧市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(次ページへ続く)



第17回市議会臨時会（1月）提出予定案件

令和8年1月5日
総務部

議 案

2	苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	総務部
---	-------------------------------	-----

（前ページからの続き）

・改正内容

（1）特別職の職員の期末手当の支給割合の引上げ

特別職の期末手当の年間支給割合を0.05月分引き上げる。

（単位：月）

	6月	12月	計
現行	2.30	2.30	4.60
ア 令和7年12月支給割合の引上げ	2.30	2.35	4.65
イ 令和8年度以降の支給割合の配分変更	2.325	2.325	4.65

（2）一般職の職員の給料表の改定

行政職、医療職、医療看護職及び特定任期付職員の給料表に定める給料月額を引き上げる。
なお、この改定による行政職の給料表の平均引上率は3.20%となる。

（次ページへ続く）



第17回市議会臨時会（1月）提出予定案件

令和8年1月5日
総務部

議 案

2	苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	総務部
---	-------------------------------	-----

（前ページからの続き）

- （3）一般職の職員の期末手当の支給割合の引上げ
期末手当の年間支給割合を0.025月分引き上げる。

（単位：月）

	特定任期付職員、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員		特定任期付職員	
	6月	12月	6月	12月	6月	12月
現行	1.475	1.475	0.700	0.700	0.950	0.950
ア 令和7年12月支給割合の引上げ	1.475	1.500	0.700	0.725	0.950	0.975
イ 令和8年度以降の支給割合の配分変更	1.4875	1.4875	0.7125	0.7125	0.9625	0.9625

（次ページへ続く）



第17回市議会臨時会（1月）提出予定案件

令和8年1月5日
総務部

議 案

2	苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	総務部
---	-------------------------------	-----

（前ページからの続き）

（4）一般職の職員の勤勉手当の支給割合の引上げ
勤勉手当の年間支給割合を0.025月分引き上げる。

（単位：月）

	特定任期付職員、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員		特定任期付職員	
	6月	12月	6月	12月	6月	12月
現行	0.825	0.825	0.500	0.500	0.875	0.875
ア 令和7年12月支給割合の引上げ	0.825	0.850	0.500	0.525	0.875	0.900
イ 令和8年度以降の支給割合の配分変更	0.8375	0.8375	0.5125	0.5125	0.8875	0.8875

（次ページへ続く）



第17回市議会臨時会（1月）提出予定案件

令和8年1月5日
総務部

議 案

2	苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	総務部
---	-------------------------------	-----

（前ページからの続き）

（5）通勤手当の見直し

ア 通勤手当の支給月額の引上げ

自動車等の交通用具の通勤手当の支給月額を改定する。

イ 通勤手当の距離区分の追加及び上限額の改定

距離区分の上限が現行の60キロメートル以上から100キロメートル以上とともに、自動車等の交通用具の通勤手当の上限額を66,400円に改定する。

ウ 駐車場の利用に対する手当の新設

1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。

・施行日 公布の日（改正内容（1）イ、（3）イ、（4）イ、（5）イ及び（5）ウは令和8年4月1日）